

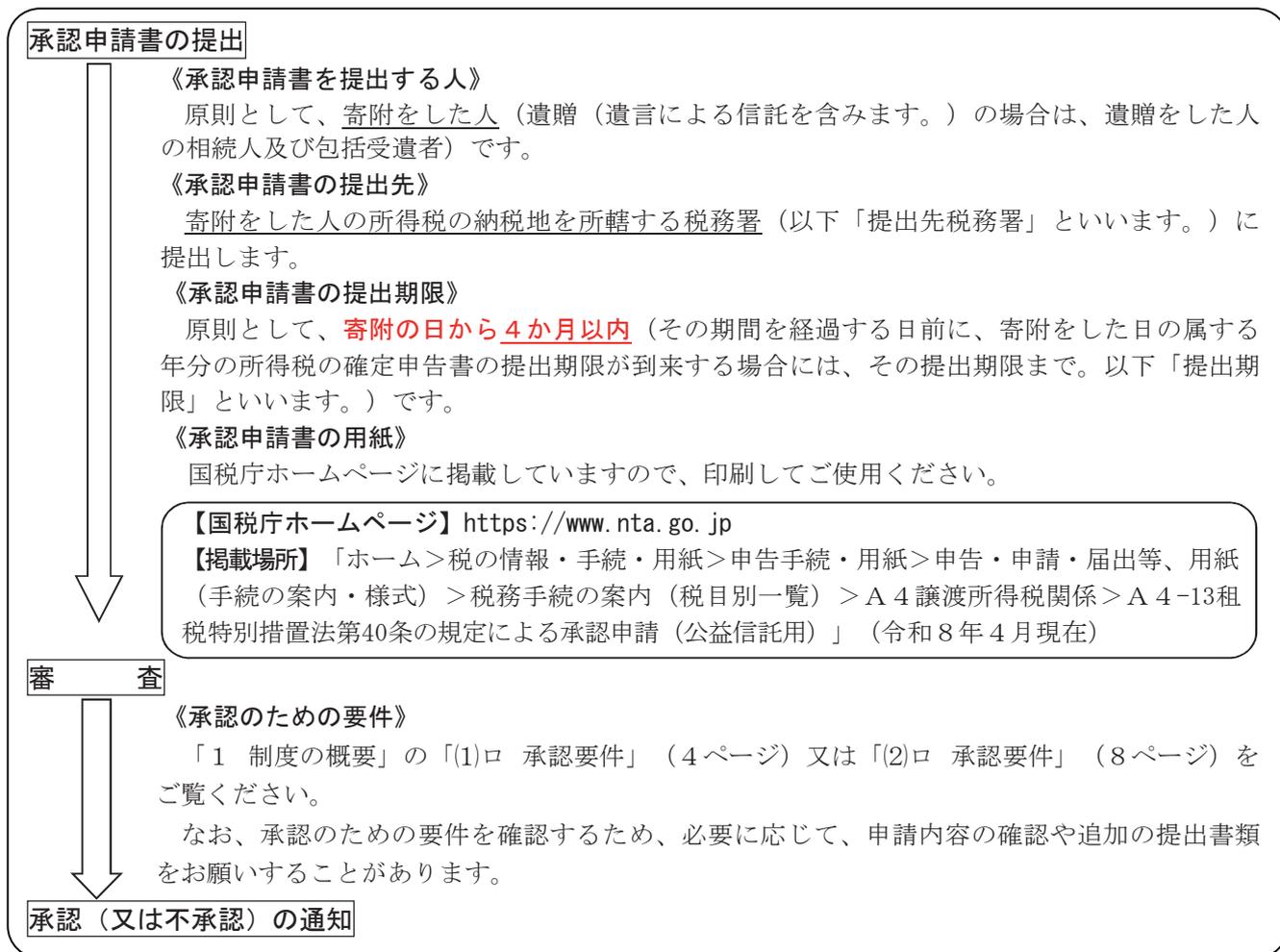
## 2 非課税承認のための申請の手続

### (1) 承認申請書の提出から承認までの流れ

非課税承認を受けようとする場合には、次のとおり「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書」（以下「承認申請書」といいます。）及び必要な添付書類を提出しなければなりません。

なお、承認申請書とともに提出を要する添付書類については、国税庁ホームページで公表している各承認申請書の記載要領等の「添付書類」をご覧ください。

また、**承認申請書及び添付書類は、それぞれ3部提出していただくようお願いします。**



### (2) 提出する承認申請書等

#### イ 一般特例の場合

一般特例の適用を受けようとする場合には、次の承認申請書及び添付書類を提出期限までに提出先税務署へ提出してください（措令25の17①）。

なお、承認申請書第11表から第16表までについては、寄附を受けた公益信託の受託者が行っている公益信託事務ごとにそれぞれ該当する様式を使用してください。

おって、寄附を受けた公益信託の受託者（複数いる場合には、全ての受託者）が、運営組織が適正な法人である場合（「運営組織が適正な法人」については5ページを参照してください。）は、承認申請書第6表の4に代えて、承認申請書第5表及び第6表を提出してください。

(イ) 承認申請書第1表（「単独提出者・共同提出の代表者用」）（承認申請書第1表一付を含みます。）

(ロ) 承認申請書第2表（公益信託用）

- (ハ) 承認申請書第3表（承認申請書第3表一付1又は第3表一付2を含みます。）
- (ニ) 承認申請書第4表
- (ホ) 承認申請書第6表の2
- (ヘ) 承認申請書第6表の3
- (ト) 承認申請書第6表の4
- (チ) 承認申請書第7表
- (リ) 承認申請書第8表
- (ヌ) 承認申請書第9表
- (ル) 承認申請書第10表
- (ヲ) 承認申請書第11表（学校を設置運営する事業用）
- (ワ) 承認申請書第12表（育英事業用）
- (カ) 承認申請書第13表（助成事業用）
- (コ) 承認申請書第14表（社会福祉事業・医療事業用）
- (ク) 承認申請書第15表（宗教の普及その他教化育成に寄与することとなる事業・美術館等を設置運営する事業用）
- (ケ) 承認申請書第16表（図書館を設置運営する事業・その他の公益目的事業用）
- (コ) 承認申請書第17表
- (ツ) 承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書
- (ネ) 租税特別措置法第40条承認申請書添付書類チェックシート（一般特例用）（公益信託用）
- (ナ) 上記承認申請書各表における必要な書類

#### ロ 承認特例の場合

- (イ) 承認特例の適用を受けようとする場合には、次の承認申請書及び添付書類を提出期限までに提出先税務署へ提出してください（措令25の17①⑦）。
- ① 承認申請書第1表（「単独提出者・共同提出の代表者用」）（承認申請書第1表一付を含みます。）
- ② 承認申請書第2表（公益信託用）
- ③ 承認申請書第3表（承認特例用）（承認申請書第3表一付2を含みます。）
- ④ 承認申請書第6表の2
- ⑤ 承認申請書第6表の3
- ⑥ 承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書
- ⑦ 贈与又は遺贈をした者が公益信託の受託者及び信託管理人並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書、贈与又は遺贈をした者が公益信託の受託者及び信託管理人並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書
- ⑧ 寄附を受けた公益信託の受託者から交付を受けた次のAからCまでの書類
  - A 寄附財産を受け入れた公益信託の合議制の機関又は信託管理人において、「1 制度の概要」の「(2)ロ 承認要件」の(ハ)（8ページを参照してください。）に掲げる決定又は同意をした旨及びその決定又は同意をした事項の記載のある議事録その他これに相当する書類の写し
  - B Aの決定又は同意に係る財産の種類、所在地、数量、価額などの事項を記載した書類
  - C 基金に組み入れる方法により管理されることを証する所轄庁の証明書の写し
- ⑨ 租税特別措置法第40条承認申請書添付書類チェックシート（承認特例用）（公益信託用）
- ⑩ 上記承認申請書各表における必要な書類

(ロ) 承認特例に係る非課税承認を受けた人は、その寄附をした日の属する信託事務年度において、寄附財産について、基金に組み入れる方法により管理されたことが確認できる基金明細書の写しを、その信託事務年度終了の日から3か月以内（その期間の経過する日後に承認申請書の提出期限が到来する場合には、その提出期限まで）に提出先税務署へ提出してください。

なお、基金明細書の写しが、提出すべき期限までに提出されなかった場合には、「3 非課税承認の取消し」の「(1) 寄附をした人に対し、所得税が課税される場合」のハ（12 ページを参照してください。）に該当して、国税庁長官は、非課税承認を取り消すことができることとされていますので、期限までに必ず提出してください。

### (3) 寄附をした人が共同で申請する場合の手続

同一の公益信託の信託財産とするために財産の寄附をした人が複数いる場合において、それらの人が非課税承認を受けようとするときは、共同で非課税承認の申請をすることができます。

共同で申請する場合には、次の区分ごとに、それぞれに掲げる承認申請書に必要な書類を添付して、提出期限までに提出先税務署へ提出してください。

イ 申請をする人が共同提出の代表者である場合

上記(2)のイ又はロに掲げる承認申請書及び添付書類を提出期限までに提出先税務署へ提出してください。

ロ 申請をする人が共同提出の代表者以外の人である場合

上記(2)のイ又はロに代えて、承認申請書第1表（「共同提出の代表者以外の者用」）を提出期限までに提出先税務署へ提出してください（添付書類の提出は不要です。）。

### (4) 寄附をした人の相続人等が申請する場合の手続

公益信託の受託者に対する遺贈について非課税承認を受けようとする場合や公益信託の受託者に財産を寄附した人が非課税承認を受けるための承認申請書を提出する前に死亡した場合には、原則として、寄附した人の相続人及び包括受遺者全員の連名により、次の承認申請書及び添付書類を提出期限までに提出先税務署へ提出してください。

イ 承認申請書第1表（「死亡した贈与者・遺贈者用」）

ロ 上記(2)イの(ロ)から(ハ)まで又は上記(2)ロ(イ)の②から⑩までに掲げる承認申請書及び添付書類

### (5) 承認申請書を提出した後に寄附をした人が死亡した場合の手続

公益信託の受託者に財産の寄附をした人が承認申請書を提出した後に死亡した場合には、その死亡した人の相続人及び包括受遺者全員の連名で「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を作成し、添付書類とともに提出先税務署へ提出してください。

